

○厚生労働省令第五十九号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百五十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令

（石綿障害予防規則の一部改正）

第一条 石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第七章 (略)</p> <p>第八章 製造等(第四十六条の二―第四十八条の四)</p> <p>第八章の二 石綿作業主任者技能講習(第四十八条の五)</p> <p>第九章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この省令において「石綿分析用試料等」とは、令第六条第二十三号に規定する石綿分析用試料等をいう。</p> <p>(立入禁止措置)</p> <p>第十五条 事業者は、石綿等を取り扱い(試験研究のため使用する場合を含む。以下同じ。)、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。</p> <p>(局所排気装置等の要件)</p> <p>第十六条 事業者は、第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 排気口は、屋外に設けられていること。ただし、石綿の分析の作</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第七章 (略)</p> <p>第八章 製造許可等(第四十七条・第四十八条)</p> <p>第八章の二 石綿作業主任者技能講習(第四十八条の二)</p> <p>第九章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において「石綿等」とは、労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。(新設)</p> <p>(立入禁止措置)</p> <p>第十五条 事業者は、石綿等を取り扱い(試験研究のため使用する場合を含む。以下同じ。)、又は試験研究のため製造する作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。</p> <p>(局所排気装置等の要件)</p> <p>第十六条 事業者は、第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 排気口は、屋外に設けられていること。</p>

業に労働者を従事させる場合において、排気口からの石綿等の粉じんの排出を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

四 (略)

2 事業者は、第十二条第一項の規定により設けるプッシュプル型換気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一 (略)

二 排気口は、屋外に設けられていること。ただし、石綿の分析の作業に労働者を従事させる場合において、排気口からの石綿等の粉じんの排出を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

三 (略)

(休憩室)

第二十八条 事業者は、石綿等を常時取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う作業場以外の場所に休憩室を設けなければならない。

2・3 (略)

(床)

第二十九条 事業者は、石綿等を常時取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場及び前条第一項の休憩室の床を水洗等によって容易に掃除できる構造のものとしなければならない。

(洗浄設備)

第三十一条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければならない。

四 (略)

2 事業者は、第十二条第一項の規定により設けるプッシュプル型換気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一 (略)

二 排気口は、屋外に設けられていること。

三 (略)

(休憩室)

第二十八条 事業者は、石綿等を常時取り扱い、又は試験研究のため製造する作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う作業場以外の場所に休憩室を設けなければならない。

2・3 (略)

(床)

第二十九条 事業者は、石綿等を常時取り扱い、又は試験研究のため製造する作業場及び前条第一項の休憩室の床を水洗等によって容易に掃除できる構造のものとしなければならない。

(洗浄設備)

第三十一条 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければならない。

(使用された器具等の付着物の除去)

第三十二条の二 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に使用した器具、工具、足場等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りでない。

(喫煙等の禁止)

第三十三条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。

2 (略)

(揭示)

第三十四条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場である旨

二 四 (略)

(作業の記録)

第三十五条 事業者は、石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から四十年間保存するものとする。

(使用された器具等の付着物の除去)

第三十二条の二 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業に使用した器具、工具、足場等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りでない。

(喫煙等の禁止)

第三十三条 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。

2 (略)

(揭示)

第三十四条 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業場である旨

二 四 (略)

(作業の記録)

第三十五条 事業者は、石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から四十年間保存するものとする。

一 (略)

二 石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に従事した労働者にあつては、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間

三 石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における作業（前号の作業を除く。以下この号において「周辺作業」という。）に従事した労働者（以下この号において「周辺作業従事者」という。）にあつては、当該場所において他の労働者が従事した石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業の概要及び当該周辺作業従事者が周辺作業に従事した期間

四 (略)

(健康診断の実施)

第四十条 事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務（石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に限る。）に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一～四 (略)

2・3 (略)

(呼吸用保護具)

第四十四條 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、石綿等の粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない。

一 (略)

二 石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業に従事した労働者にあつては、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間

三 石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における作業（前号の作業を除く。以下この号において「周辺作業」という。）に従事した労働者（以下この号において「周辺作業従事者」という。）にあつては、当該場所において他の労働者が従事した石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業の概要及び当該周辺作業従事者が周辺作業に従事した期間

四 (略)

(健康診断の実施)

第四十条 事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務（石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に限る。）に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一～四 (略)

2・3 (略)

(呼吸用保護具)

第四十四條 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業場には、当該石綿等の粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない。

(保護具等の管理)

第四十六条 事業者は、第十条第二項、第十四条第一項及び第二項、第四十四条並びに第四十八条第六号(第四十八条の四において準用する場合を含む。)に規定する保護具等が使用された場合には、他の衣服等から隔離して保管しなければならない。

2 (略)

第八章 製造等

(令第十六条第一項第四号の厚生労働省令で定めるもの等)

第四十六条の二 令第十六条第一項第四号の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 令第十六条第一項第四号イからハマまでに掲げる石綿又はこれらの石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下この条において「製造等可能石綿等」という。)を製造し、輸入し、又は使用しようとする場合 あらかじめ労働基準監督署長に届け出られたもの

二 製造等可能石綿等を譲渡し、又は提供しようとする場合 製造等可能石綿等の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器が使用され、又は確実な包装がされたもの

2 前項第一号の規定による届出をしようとする者は、様式第三号の二による届書を、製造等可能石綿等を製造し、輸入し、又は使用する場所を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

(製造の許可)

第四十八条の二 法第五十六条第一項の許可は、石綿分析用試料等を製造するプラントごとに行うものとする。

(許可手続)

(保護具等の管理)

第四十六条 事業者は、第十条第二項、第十四条第一項及び第二項、第四十四条並びに第四十八条第六号に規定する保護具等が使用された場合には、他の衣服等から隔離して保管しなければならない。

2 (略)

第八章 製造許可等

(新設)

(新設)

第四十八条の三 法第五十六条第一項の許可を受けようとする者は、様式第五号の二による申請書を、当該許可に係る石綿分析用試料等を製造する場所を管轄する労働基準監督署長を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、法第五十六条第一項の許可をしたときは、申請者に対し、様式第五号の三による許可証（以下この条において「許可証」という。）を交付するものとする。

3 許可証の交付を受けた者は、これを滅失し、又は損傷したときは、様式第五号の四による申請書を第一項の労働基準監督署長を経由して厚生労働大臣に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

4 許可証の交付を受けた者は、氏名（法人にあつては、その名称）を変更したときは、様式第五号の四による申請書を第一項の労働基準監督署長を経由して厚生労働大臣に提出し、許可証の書替えを受けなければならない。

（製造許可の基準）

第四十八条の四 第四十八条の規定は、石綿分析用試料等の製造に関する法第五十六条第二項の厚生労働大臣の定める基準について準用する。この場合において、第四十八条第三号及び第六号中「製造し、又は使用する」とあるのは、「製造する」と読み替えるものとする。

第八章の二 （略）

第四十八条の五 （略）

第九章 （略）

第四十九条 石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する事業者又は石綿分析用試料等を製造する事業者は、事業を廃止しようとするときは、石綿関係記録等報告書（様式第六号）に次の記録及び石綿

（新設）

（新設）

第八章の二 （略）

第四十八条の二 （略）

第九章 （略）

第四十九条 石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する事業者は、事業を廃止しようとするときは、石綿関係記録等報告書（様式第六号）に次の記録及び石綿健康診断個人票又はこれらの写しを添えて、

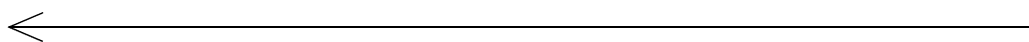
健康診断個人票又はこれらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

一〇三 (略)

所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

一〇三 (略)

様式第三号の次に次の一様式を加える。



製造
石綿分析用試料等 輸入届
使用

様式第3号の2(第46条の2関係)

製造、輸入又は使用する石綿等の用途及び数量	
製造、輸入又は使用する期間	
製造、輸入又は使用する事業場等の名称及び所在地	電話 ()
製造、輸入又は使用する事業場等の代表者の職氏名	
参 考 事 項	

年 月 日

届出者

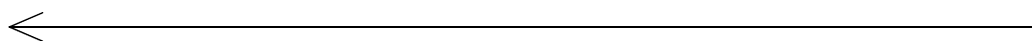


労働基準監督署長 殿

備考

- 1 標題中「製造」、「輸入」及び「使用」のうち該当しない文字は抹消すること。
- 2 「製造、輸入又は使用する石綿等の用途及び数量」の欄のうち、用途は次の区分で記入し、数量は用途別に記入すること。
 - (1) 石綿の分析のための試料の用に供される石綿等
 - (2) 石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿等
 - (3) (1)又は(2)の原料又は材料として使用される石綿等
- 3 「製造、輸入又は使用する期間」の欄は、製造又は使用にあっては製造又は使用する期間の始期及び終期を、輸入にあっては輸入する年月を、それぞれ用途別に記入すること。
- 4 「参考事項」の欄には、石綿等の保管場所、保管方法及び管理責任者並びに石綿等を製造する場合にあっては当該石綿等の譲渡又は提供の予定及び譲渡又は提供の相手方、石綿等を輸入する場合にあっては輸入事務を代行する機関名及びその所在地並びに当該石綿等に係る船（取）卸港名、積載船（機）名及び船荷証券番号又は石綿等を使用する場合にあっては当該石綿等の入手方法を記入すること。
- 5 製造し、輸入し、又は使用する事業場等の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出すること。
- 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第四号を次のように改める。



製造
石綿等 輸入 許可申請書
使用

石綿等の名称			
目的			
製造若しくは使用の期間又は 輸入年月日		製造 年 月 ～ 年 月	
		使用 年 月 ～ 年 月	
		輸入 年 月	
石綿等の数量		g	
製造又は使用の概要			
従事労働者数		製造 名 使用 名	
製造 設備 等	建概 家の 要	床面積 m²	
		構造	
	製造設備の概要		(密閉式の構造、ドラフトチェンバーの内部に設置) 別添図面のとおりに
	使用設備の概要		別添図面のとおりに
保 管	石綿等を入れる容器の概要		
	石綿等を保管する場所		
保 護 具	保護前掛の種類別個数		
	保護手袋の種類別個数		
	その他の保護具の種類別個数		
試験研究機関の名称			
試験研究機関の所在地			
試験研究機関の代表者職氏名			
参考事項			

年 月 日

住 所

氏 名

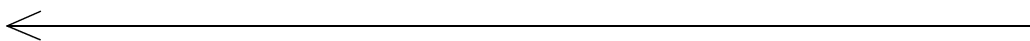


労働局長 殿

備考

- 1 標題中「製造」、「輸入」及び「使用」のうち該当しない文字は、まっ消すること。
- 2 「建家の概要」の欄は、石綿等を製造し、又は使用する作業場所について記入すること。
- 3 「構造」の欄は、鉄筋コンクリート造り、木造等の別を記入すること。
- 4 「製造設備の概要」の欄は、該当するものに○を付すること。また、主要な製造設備ごとの密閉状況及び配管の接続部を示す図面又はドラフトチェンバーの構造を示す図面を添付すること。なお、製造設備をドラフトチェンバーの内部に設置する場合には、局所排気装置摘要書(労働安全衛生規則様式第25号)又はプッシュプル型換気装置摘要書(労働安全衛生規則様式第26号)を添付すること。
- 5 「石綿等を入れる容器の概要」の欄は、容器の材質及びその容量について記入すること。
- 6 「保護前掛の種類別個数」及び「保護手袋の種類別個数」の欄は、当該保護具の材質及びその個数を記入すること。
- 7 「その他の保護具の種類別個数」の欄は、防じんマスク等の種類別にその個数を記入すること。
- 8 「参考事項」の欄は、定期の健康診断の実施予定月及び実施機関名並びに石綿等を輸入する場合にあっては、輸入事務を代行する機関名及びその所在地並びに当該石綿等に係る船(取)卸港名、積載船(機)名及び船荷証券番号を記入すること。
- 9 住所は、届出をしようとする者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 10 氏名は、届出をしようとする者が法人である場合にあっては、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 11 許可申請書は、製造し、又は使用する試験研究機関の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して提出すること。
- 12 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第五号の次に次の三様式を加える。



石綿分析用試料等製造許可申請書

石綿等の用途			
製造の期間		年 月 ～ 年 月	
従事労働者数		名	
生産計画等	石綿等の生産計画	年間を通して生産 特定時期(月)に生産	生産予定量 (/月)
	石綿等の最大生産能力	(/月)	
製造設備等	建概	床面積	m ²
	家の要 構	造	
製造設備の概要		(密閉式の構造、ドラフトチェンバーの内部に設置) 別添図面のとおりに	
保管	石綿等を入れる容器の概要		
	石綿等を保管する場所		
保護具	保護前掛の種類別個数		
	保護手袋の種類別個数		
	その他の保護具の種類別個数		
製造を行う事業場等の名称及び所在地			
製造を行う事業場等の代表者職氏名			
参考事項			

年 月 日

収入 印紙

住所

氏名



厚生労働大臣 殿

備考

- 「石綿等の用途」の欄は、次の区分で記入すること。
 - 石綿の分析のための試料の用に供される石綿等
 - 石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿等
 - (1)又は(2)の原料又は材料として使用される石綿等
- 「建家の概要」の欄は、石綿等を製造する作業場所について記入すること。
- 「構造」の欄は、鉄筋コンクリート造り、木造等の別を記入すること。
- 「製造設備の概要」の欄は、該当するものに○を付すること。また、プラント並びに主要な製造設備ごとの密閉状況及び配管の接続部を示す図面又はドラフトチェンバーの構造を示す図面を添付すること。なお、製造設備をドラフトチェンバーの内部に設置する場合には、局所排気装置摘要書(労働安全衛生規則様式第25号)又はプッシュプル型換気装置摘要書(労働安全衛生規則様式第26号)を添付すること。
- 「石綿等を入れる容器の概要」の欄は、容器の材質及びその容量について記入すること。
- 「保護前掛の種類別個数」及び「保護手袋の種類別個数」の欄は、当該保護具の材質及びその個数を記入すること。
- 「その他の保護具の種類別個数」の欄は、防じんマスク等の種類別にその個数を記入すること。
- 「参考事項」の欄は、定期的健康診断の実施予定月及び実施機関名を記入すること。
- 住所は、届出をしようとする者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 氏名は、届出をしようとする者が法人である場合にあっては、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 許可申請書は、製造を行う事業場等の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して提出すること。
- 収入印紙は、申請者において消印しないこと。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第5号の3(第48条の3関係)

製造許可番号 第 号

石綿分析用試料等製造許可証

申請者の住所	
申請者の氏名	
製造を行う事業場等の所在地	
製造を行う事業場等の名称	

労働安全衛生法第56条第1項の規定により、申請のあった石綿分析用試料等の製造（申請に係るプラントにおける製造に限る。）を許可する。

年 月 日

厚生労働大臣



石綿分析用試料等製造許可証再交付替申請書

様式5号の4(第48条の3関係)

製造許可番号 及び許可年月日	
製造を行う事業場等の 所在地及び名称	
再交付又は書替えの理由	

年 月 日

住所

氏名



厚生労働大臣 殿

備考

- 1 住所は、申請者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 氏名は、申請者が法人である場合にあっては、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 申請書は、製造を行う事業場等の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して提出すること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(労働安全衛生規則の一部改正)

第二条 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

(計画の届出等)

第八十六条 (略)

2 (略)

3 石綿則第四十七条第一項又は第四十八条の三第一項の規定による申請をした者が行う別表第七の二十五の項の上欄に掲げる機械等の設置については、法第八十八条第一項の規定による届出は要しないものとする。

(プッシュアップ型換気装置についての措置)

第六百五十八条の二 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者にプッシュアップ型換気装置を使用させるとき(有機則第五条若しくは第六条第二項(特化則第三十八条の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。))又は粉じん則第四条若しくは第二十七条第一項ただし書の規定により請負人がプッシュアップ型換気装置を設けなければならない場合に限る。)は、当該プッシュアップ型換気装置の性能については、有機則第十六条の二(特化則第三十八条の八において準用する場合を含む。))又は粉じん則第十一条に規定する基準に適合するものとしなければならない。

別表第二(第三十条、第三十四条の二関係)

物	第三十条に規定する含有量(重量パーセント)	第三十四条の二に規定する含有量(重量パーセント)
	(略)	(略)
アンモニア	(略)	(略)
石綿(合第十六条第	○・一パーセント未	○・一パーセント未

(計画の届出等)

第八十六条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

別表第二(第三十条、第三十四条の二関係)

物	第三十条に規定する含有量(重量パーセント)	第三十四条の二に規定する含有量(重量パーセント)
	(略)	(略)
アンモニア	(略)	(略)
(新設)	(略)	(略)

別表第七（第八十五条、第八十六条関係）

一 石綿等を取り扱 い、若しくは試験 研究のため製造す る業務又は石綿分 析用試料等（令第 六条第二十三号に 規定する石綿分析 用試料等をいう。 ）を製造する業務 の概要 二・三（略）	一 石綿等を取り扱 い、若しくは試験 研究のため製造す る業務又は石綿分 析用試料等（令第 六条第二十三号に 規定する石綿分析 用試料等をいう。 ）を製造する業務 の概要 二・三（略）	一 石綿等を取り扱 い、若しくは試験 研究のため製造す る業務又は石綿分 析用試料等（令第 六条第二十三号に 規定する石綿分析 用試料等をいう。 ）を製造する業務 の概要 二・三（略）	一 項第四号イからハ ままでに掲げる物で同 号の厚生労働省令で 定めるものに限る。 ） 三 イソシアナトメ チル―三・五・五― トリメチルシクロヘ キシル イソシアネ ート （略）	満 満
			機械等の種類 （略）	事項 （略）

別表第七（第八十五条、第八十六条関係）

一 石綿等を取り扱 い、又は試験研究 のため製造する業 務の概要 二・三（略）	一 石綿等を取り扱 い、又は試験研究 のため製造する業 務の概要 二・三（略）	一 石綿等を取り扱 い、又は試験研究 のため製造する業 務の概要 二・三（略）	三 イソシアナトメ チル―三・五・五― トリメチルシクロヘ キシル イソシアネ ート （略）	満 満
			機械等の種類 （略）	事項 （略）

(特定化学物質障害予防規則の一部改正)

第三条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(測定及びその記録)</p> <p>第三十六条 事業者は、令第二十一条第七号の作業場（石綿等（石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号。以下「石綿則」という。）第二条第一項に規定する石綿等をいう。以下同じ。）に係るもの及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱うものを除く。）について、六月以内ごとに一回、定期に、第一類物質（令別表第三第一号8に掲げる物を除く。）又は第二類物質（別表第一に掲げる物を除く。）の空气中における濃度を測定しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(健康診断の実施)</p> <p>第三十九条 事業者は、令第二十一条第三号の業務（石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等（石綿則第二条第二項に規定する石綿分析用試料等をいう。）の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(測定及びその記録)</p> <p>第三十六条 事業者は、令第二十一条第七号の作業場（石綿等（石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号。以下「石綿則」という。）第二条に規定する石綿等をいう。以下同じ。）に係るもの及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱うものを除く。）について、六月以内ごとに一回、定期に、第一類物質（令別表第三第一号8に掲げる物を除く。）又は第二類物質（別表第一に掲げる物を除く。）の空气中における濃度を測定しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(健康診断の実施)</p> <p>第三十九条 事業者は、令第二十一条第一項第三号の業務（石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。</p> <p>2～6 (略)</p>

(作業環境測定法施行規則の一部改正)

第四条 作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表 作業場の種類（第三条―第五条、第六条、第十六条、第十七条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条 関係）</p> <p>一 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二条第一項第三号の特定粉じん作業を行う屋内作業場、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第六条第二十三号に規定する石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは同号に規定する石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又は同令別表第三第二号34の2に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）別表第一第三十四号の二に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場</p> <p>二〇五（略）</p>	<p>別表 作業場の種類（第三条―第五条、第六条、第十六条、第十七条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条 関係）</p> <p>一 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二条第一項第三号の特定粉じん作業を行う屋内作業場、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第六条第二十三号に規定する石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又は同令別表第三第二号34の2に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）別表第一第三十四号の二に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場</p> <p>二〇五（略）</p>

(女性労働基準規則の一部改正)

第五条 女性労働基準規則(昭和六十一年労働省令第三号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(危険有害業務の就業制限の範囲等)</p> <p>第二条 法第六十四条の三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十七 (略)</p> <p>十八 次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる当該各号に定める業務</p> <p>イ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一条第七号に掲げる作業場(石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場を除く。)であつて、特定化学物質障害予防規則第三十六条の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における作業を行う業務</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>十九〇二十四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(危険有害業務の就業制限の範囲等)</p> <p>第二条 法第六十四条の三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十七 (略)</p> <p>十八 次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる当該各号に定める業務</p> <p>イ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一条第七号に掲げる作業場(石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場を除く。)であつて、特定化学物質障害予防規則第三十六条の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における作業を行う業務</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>十九〇二十四 (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年六月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この省令の施行の際現に提出されている第一条の規定による改正前の石綿障害予防規則（次項において「旧石綿則」という。）様式第四号による申請書は、同条の規定による改正後の石綿障害予防規則様式第四号による申請書とみなす。

3 この省令の施行の際現に存する旧石綿則様式第四号による申請書の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

(罰則に関する経過措置)

4 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。